

# 日豪経済連携協定（EPA）の概要

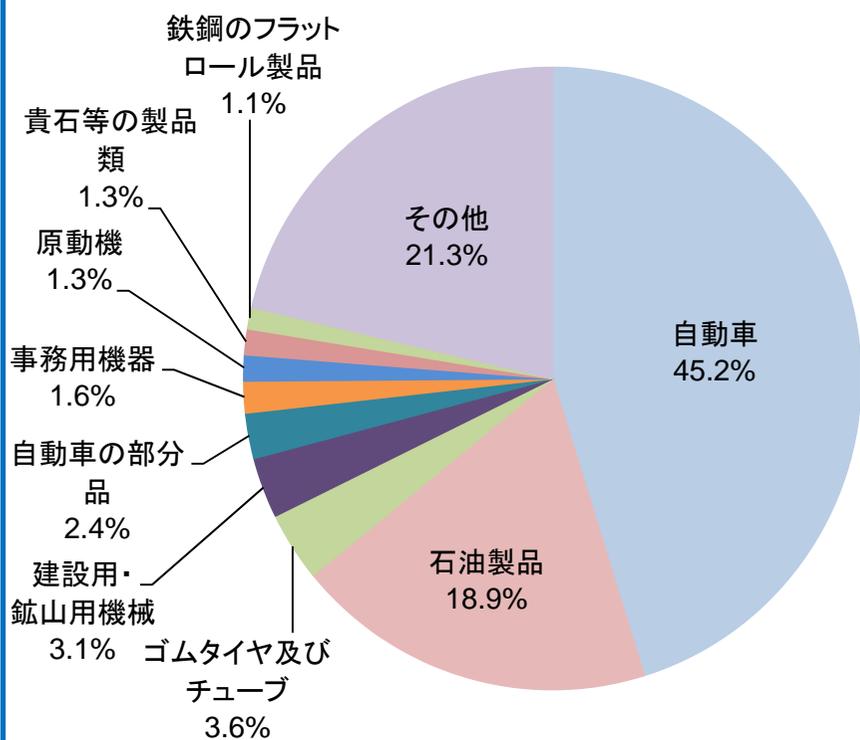
1. 日豪貿易関係
2. 日豪EPAの意義
3. 日豪EPAの経緯
4. 協定の構成
5. 関税撤廃の概要
6. 豪州産飼料麦の無税化
7. 豪州産牛肉にかかる特別セーフガード
8. 関税割当品目
9. 発効日、関税引下げの規定

# 1. 日豪貿易関係

豪州は日本にとって第4位の貿易相手国(1位:中国、2位:米国、3位:韓国、4位:豪州)

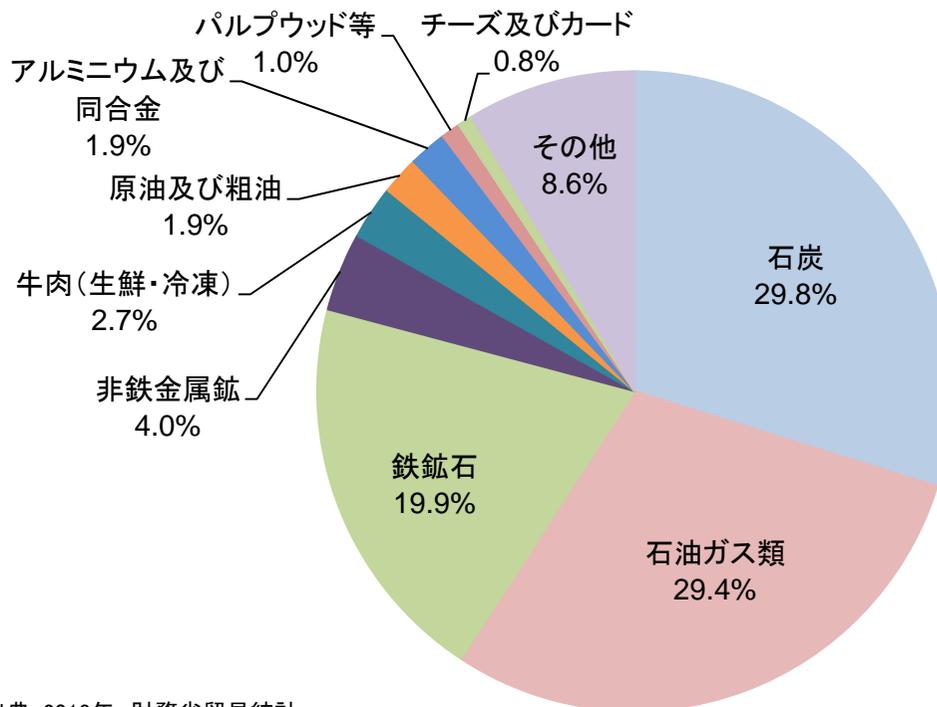
日本は豪州にとって第2位の貿易相手国(1位:中国、2位:日本、3位:米国、4位:韓国)

出典: 2013年、IMF-DOTS



輸出 (日→豪)

1兆6,556億円



出典: 2013年、財務省貿易統計

輸入 (豪→日)

4兆9,769億円

## 2. 日豪EPAの意義

- 戦略的パートナーである豪州との経済連携の強化・二国間関係の緊密化  
(これまでの二国間EPAパートナーで最大の貿易相手国)
- 豪州市場における日本企業の競争力を確保しつつ、エネルギー・鉱物資源、食料の安定供給を強化
- アジア太平洋地域のルール作りを促進(貿易、投資、知的財産、競争、政府調達等)

### 3. 日豪EPAの経緯

2005年4月	日豪首脳会談において、政府間の共同研究を開始することで一致。
2006年12月	全5回の研究会合を開催し、共同研究報告書を取りまとめ。
	安倍総理大臣とハワード首相(当時)の日豪首脳電話会談において、日豪EPA交渉を開始することを決定。
2007年4月	交渉開始(第1回交渉会合を開催)
	(2012年6月までに計16回の交渉会合を開催)
2014年4月	安倍総理大臣とアボット首相の日豪首脳会談において、大筋合意を確認。
2014年7月	安倍総理大臣とアボット首相が協定に署名
2014年11月	(日本側)臨時国会において承認

## 4. 協定の構成

<p><b>物品の貿易</b></p> <p>関税の撤廃又は削減、内国民待遇の供与等を規定。本協定に基づき関税を撤廃又は削減した原産品に対して、二国間セーフガード措置の適用のための規則を定める。また、一定の条件の下で特定の農産品に関する特別セーフガード措置を定める。</p>	<p><b>原産地規則</b></p> <p>本協定上の税率が適用される原産品の要件を定める。本協定においては、これに基づく税率を受けるための手続として、輸入通関時に、①従来の第三者機関が発給する原産地証明書の提出のほか、新たに、②原産性について製品の輸入者、輸出者又は生産者のいずれかが作成した書類の提出によることも可能とした。</p>
<p><b>税関手続及び貿易円滑化</b></p> <p>税関手続の透明性、関税法令の適正な執行及び物品の速やかな通関のための枠組みを定めるとともに、協力・情報交換を促進。</p>	<p><b>電子商取引</b></p> <p>電子送信に係る関税不賦課、デジタル・プロダクトの無差別待遇、消費者及び個人情報の保護等について規定。情報交換、中小企業及び非政府機関の電子商取引の利用促進等に係る協力についても定める。</p>
<p><b>衛生植物検疫</b></p> <p>情報交換による協力の促進、科学的協議等を行う小委員会を設置。小委員会の調整及び相手国の照会に応ずる調整当局を指定。</p>	<p><b>投資</b></p> <p>投資財産設立段階及び設立後の内国民待遇及び最恵国待遇、特定措置の履行要求の禁止、正当な補償等を伴わない収用の禁止、投資家対国家の紛争解決手続について再協議を行うことを定める他、ネガティブリスト方式(留保を付した分野以外は自由化を約束)を採用。また、外資の投資審査基準額を緩和。</p>
<p><b>強制規格・任意規格・適合性評価手続</b></p> <p>国際規格等の扱い、相手国の強制規格及び適合性評価手続の扱い、強制規格等の作成における透明性について定める。情報交換や協議を行う小委員会を設置。</p>	<p><b>競争</b></p> <p>競争を促進するために、各国が適当と認める措置をとるとともに、反競争的行為に対する取組に関して協力すること、消費者保護を促進するために情報交換等を行うこと等を定める。</p>
<p><b>食料供給、エネルギー・鉱物資源</b></p> <p>食料及びエネルギー・鉱物資源分野の重要性にかんがみ、安定的な供給、特定の品目について輸出を制限する措置を導入しないよう努めることを約束し、輸出の制限を導入する場合でも制限の限定・情報提供・協議等について規定。食料供給章が日本のEPAに規定されるのは本協定が初。</p>	<p><b>知的財産</b></p> <p>十分に効果的かつ無差別な保護を確保し、知的財産の保護に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進し、侵害に対する知的財産権の十分かつ効果的な行使のための措置をとることを定める。</p>
<p><b>サービス</b></p> <p>内国民待遇、最恵国待遇、数量・外資規制、現地における拠点等に関する規律を定める。ネガティブリスト方式(留保を付した分野以外は自由化を約束)を採用。電気通信サービス、金融サービスについても追加的な約束を規定。</p>	<p><b>政府調達</b></p> <p>政府調達市場への参加を促進するため、内国民待遇及び無差別待遇、入札等の調達手続、調達の効果を減殺する措置の禁止、透明性の確保等について定める。</p>
<p><b>自然人の移動</b></p> <p>商用訪問者、企業内転勤者、投資家等の自然人、また、その配偶者と子に対する入国及び一時的な滞在の許可に関する約束を規定。手続の簡素化、迅速化及び透明性の向上についても定める。</p>	<p><b>経済関係の緊密化</b></p> <p>経済関係の一層の緊密化を目的として、貿易及び投資の促進につき協議するために、政府関係者に加え、産業界関係者も招請可能な小委員会を設置。</p>

## 5. 関税撤廃の概要

### 協定発効後10年間で往復貿易額の約95%の関税撤廃

- 日本からの輸入額の約99.8%の関税撤廃
- 豪州からの輸入額の約93.7%の関税撤廃

		豪州→日本		日本→豪州		往復貿易額	
		(億円)	(割合)	(億円)	(割合)	(億円)	(割合)
	即時撤廃	46,165	92.8%	14,402	82.7%	60,568	90.2%
	段階的撤廃 (10年以内)	432	0.9%	2,981	17.1%	3,413	5.1%
	自由化	46,597	93.7%	17,384	99.8%	63,980	95.3%
輸入総額		49,731		17,414		67,145	

(出典) 日本側輸入額：財務省貿易統計（2013年）  
豪州側輸入額：豪州貿易統計（2013年）

(注) 為替レートは、税関公示の外国為替換算レート（2013年）の年間平均値 1ドル=93.54を使用。

## 5. 関税撤廃の概要

### ◆豪州市場へのアクセス

鉱工業品：

大部分の品目につき即時関税撤廃

自動車：完成車輸出額の約75%が即時関税撤廃, 残る完成車も3年目での関税撤廃

自動車部品：即時を含む主に3年目以内での関税撤廃

鉄鋼：即時又は5年目での関税撤廃

一般機械・電気電子機械（いずれも自動車部品を除く。）：即時関税撤廃

農林水産品：

全ての品目につき即時関税撤廃

## 5. 関税撤廃の概要

### ◆日本市場へのアクセス

鉱工業品：ほぼ全ての品目につき即時～10年間で関税撤廃

農林水産品：

コメ：関税撤廃等の対象から除外

小麦：食糧用：将来の見直し

飼料用：食糧用への横流れ防止措置を講じた上で民間貿易に移行し無税化

牛肉：冷凍：段階的に18年目に19.5%まで削減（現行税率38.5%）

冷蔵：段階的に15年目に23.5%まで削減（現行税率38.5%）

※輸入量が一定量を超えた場合に関税率を引き上げるセーフガードを導入

乳製品：脱脂粉乳，バター：将来の見直し

プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズ：関税割当（枠数量を20年間かけて

4,000トンから20,000トンに拡大/枠内は無税・国産品の使用を条件）

砂糖：一般粗糖，精製糖：将来の見直し

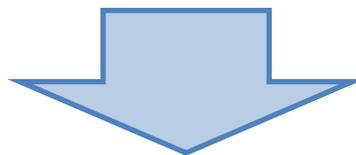
高糖度粗糖：精製用について無税とし，調整金は糖度に応じた水準に設定

(注)食糧用麦(小麦・大麦)，牛肉，乳製品，砂糖については，協定の効力発生の日の後五年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年において，見直しを行う。また，日本が第三国に与えた特恵的な市場アクセスの結果として日本の市場における競争力に重大な変化がある場合に，見直しを行う。(見直しに係る協議の結果は予断されていない)

## 6. 豪州産飼料麦の関税撤廃

日豪EPAにおいて、豪州産麦のうち、飼料用(※)に限り、関税を撤廃

(※)協定上「税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するもの」と規定

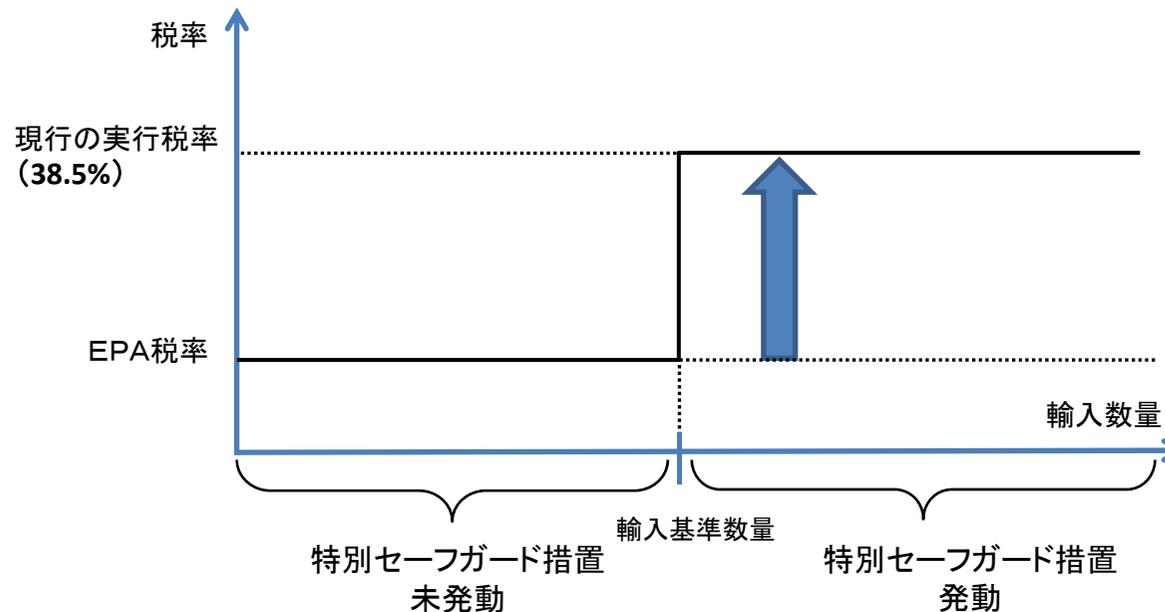


既存の関税定率法の制度にならい、関税暫定措置法において承認工場制度を設け、豪州から輸入された麦が飼料の原料として使用されることを担保。

- 豪州産麦を輸入して、飼料を製造した場合に、当該輸入品にEPA税率(無税)を適用。
- 税関長の承認を受けた工場において、一年以内に製品を製造することを要件とする。また、同工場に係る報告・検査等について規定。
- 豪州産飼料用麦は、既存の全世界向けセーフガードの適用対象外となる。

## 7. 豪州産牛肉にかかる特別セーフガード措置

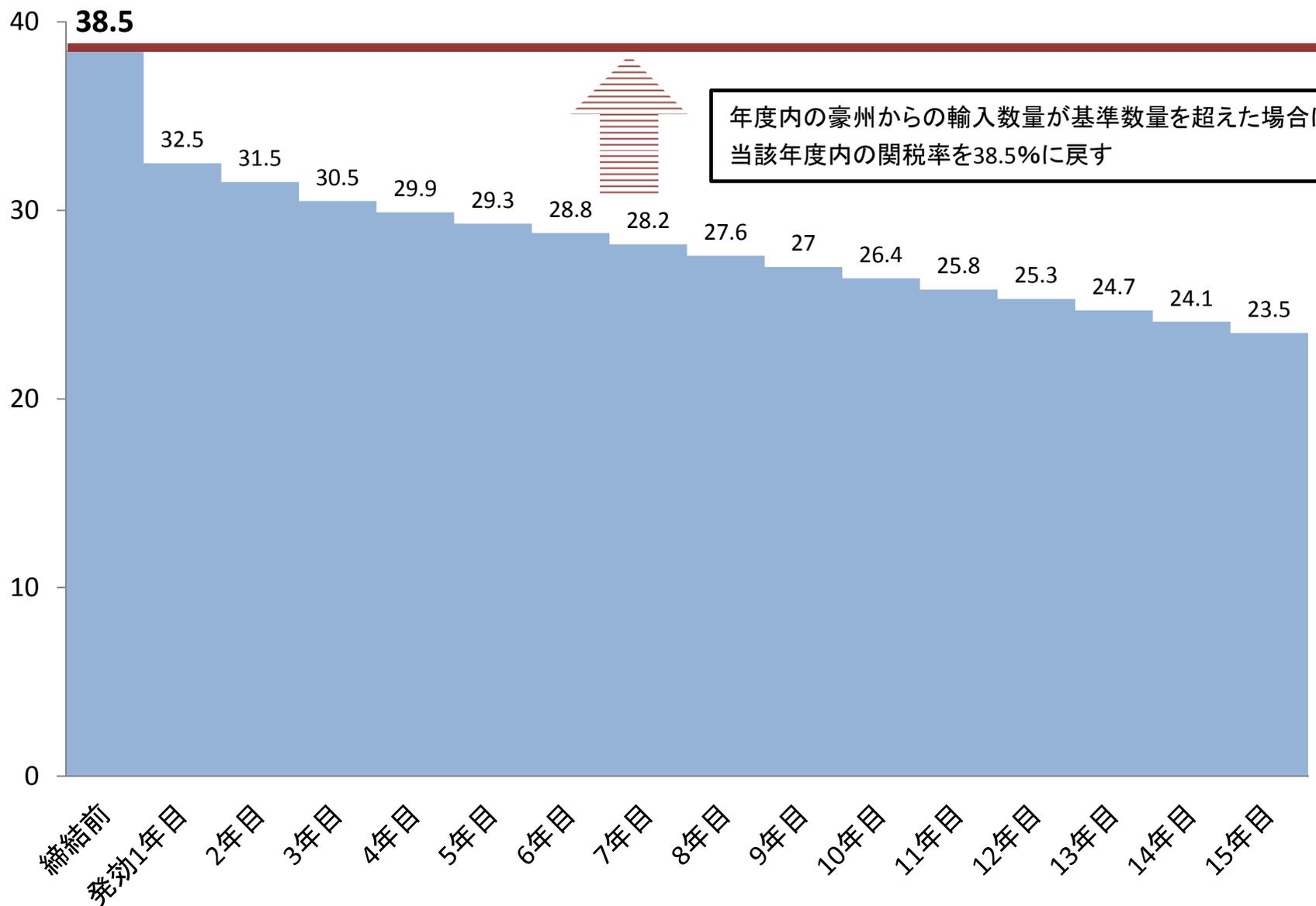
- 日豪EPAにおいて、特定国の特定物品を対象とし、数量基準を満たした場合に発動する特別セーフガード措置を我が国において初めて導入。
- 豪州産の冷蔵牛肉及び冷凍牛肉の輸入数量が、協定に規定された一定の数量(輸入基準数量)を超えた場合に、協定によって引き下げられた関税率(EPA税率)がその年度末まで現行の実行税率(38.5%)に自動的に戻ることにより、国内産業の保護を図るもの。



- 各年度の具体的な税率及び輸入基準数量は協定において規定。
- 輸入数量算出の基準として貿易統計を用い、財務大臣が毎月の輸入数量を告示。
- 豪州産牛肉は既存の全世界向け牛肉セーフガードの適用対象外となる。

## 7. 豪州産牛肉にかかる特別セーフガード措置(冷蔵牛肉の場合)

関税率(%)



## 7. 豪州産牛肉にかかる特別セーフガード

### 〔段階的関税削減〕

- 現行38.5%の牛肉輸入関税を以下の通り削減

(%)

	現行	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目
冷蔵牛肉	38.5	32.5	31.5	30.5	29.9	29.3	28.8	28.2	27.6	27.0	26.4	25.8	25.3	24.7	24.1	23.5	23.5	23.5	23.5
冷凍牛肉	38.5	30.5	28.5	27.5	27.2	26.9	26.7	26.4	26.1	25.8	25.6	25.3	25.0	24.1	23.2	22.3	21.3	20.4	19.5

### 〔輸入基準数量〕

- 輸入数量の合計が輸入基準数量を超えた月の翌々月の初日から発動
- 輸入数量の合計が輸入基準数量を実際に超過してから、特別セーフガード措置が発動されるまでの間にEPAの適用を受けた分の輸入数量は、翌年度の輸入数量に算入

(千トン)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
冷蔵牛肉	130.0	131.7	133.3	135.0	136.7	138.3	140.0	141.7	143.3	145.0
冷凍牛肉	195.0	196.7	198.3	200.0	201.7	203.3	205.0	206.7	208.3	210.0

(参考) 豪州からの輸入実績

(千トン)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
冷蔵牛肉	163	164	154	133	127	115
冷凍牛肉	202	191	198	202	181	162

## 8. EPA関税割当

管理方式	内 容
輸入国管理方式	<p>➤ 物資所管省(農林水産省等)が、輸入者の関税割当申請に対し、審査を行い、協定に規定された数量の範囲内で、<u>事前に</u>割当てを行い、関税割当証明書を発給する。</p> <p>(関税暫定措置法第8条の6第1項)</p>
輸出国管理方式	<p>➤ 物資所管省(農林水産省等)が、輸入者の関税割当申請に対し、<u>輸出国政府が輸出ごとに発給する証明書に基づき</u>、協定に規定された数量の範囲内で<u>先着順に</u>割当てを行い、関税割当証明書を発給する。</p> <p>(関税暫定措置法第8条の6第2項)</p>

## 8.EPA関税割当(対象品目)

品名	関税率		割当数量	割当方式
	現行	協定(最終年度)		
馬(純粋種の繁殖用のもの)	一頭につき 340万円	一頭につき 170万円	30頭	輸入国管理
豚肉及びその調製品	差額関税 従価税4.3%等	差額関税 従価税2.2%等	5,600トン ⇒ 14,000トン (5年間かけて引上げ)	輸出国管理
食用のくず肉 (牛のもの)	12.8%等	7.6%等	17,000トン ⇒ 21,000トン (10年間かけて引上げ)	輸出国管理
鶏肉及びその調製品	6%等	3.6%等	40トン ⇒ 200トン (10年間かけて引上げ)	輸出国管理
フローズンヨーグルト	26.3%等	13.2%等	100トン ⇒ 200トン (10年間かけて引上げ)	輸入国管理
プロセスチーズ原料用 ナチュラルチーズ	29.8%	無税	4,000トン ⇒ 20,000トン (20年間かけて引上げ)	輸入国管理
おろしチーズ及び粉チーズ	26.3%等	13.2%	200トン ⇒ 1,000トン (10年間かけて引上げ)	輸入国管理
プロセスチーズ	40%	20%	50トン ⇒ 100トン (10年間かけて引上げ)	輸入国管理
シュレッドチーズ原料用 ナチュラルチーズ	29.8%	無税	1,000トン ⇒ 5,000トン (10年間かけて引上げ)	輸入国管理

(注)関税率が複数存在する品目については主な税率を記載

## 8.EPA関税割当(対象品目)

品名	関税率		割当数量	割当方式
	現行	協定(最終年度)		
天然蜂蜜	25.5%	無税	80トン ⇒ 160トン (10年間かけて引上げ)	輸出国管理
麦芽(煎ってないもの)	21.3円/kg	無税	8,600トン ⇒ 86,000トン (10年間かけて引上げ)	輸入国管理
ソーセージ及び調製食料品	10%等	8.0%等	1,100トン ⇒ 2,700トン (5年間かけて引上げ)	輸出国管理
牛肉調製品	21.3%等	17.0%等	5,300トン ⇒ 8,300トン (10年間かけて引上げ)	輸出国管理
その他の砂糖菓子	25%	20.0%	100トン	輸入国管理
チョコレート原料用の ココア調製品	21.3%	無税	1,000トン ⇒ 3,000トン (10年間かけて引上げ)	輸入国管理
オレンジジュース	25.5%等	12.8%等	1,300トン	輸出国管理
りんごジュース	19.1%等	無税	1,600トン	輸出国管理
アイスクリーム	21%等	10.5%等	180トン ⇒ 2,000トン (10年間かけて引上げ)	輸入国管理
エステル化でん粉その他の でん粉誘導体	6.8%	無税	14,000トン	輸入国管理

(注)関税率が複数存在する品目については主な税率を記載

## 9. 協定の発効・関税引下げについて

### 発効について

#### 第二十・四条 効力発生

この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後三十日目の日に効力を生ずる。(以下略)

### 関税引下げについて

#### 附属書1 第一編 一般的注釈

4 関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

- (a) 一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。
- (b) その後の毎年の引下げは、毎年四月一日に行う。